

- を得ておくものとし、このことに関して責任を負うものとしします。
- (設置場所の変更等)
- 第15条 加入者は、保安器又は、V・ONUの設置場所を変更できるものとしします。なお、設置場所を変更する場合は、希望する10日以上前にワイワイにその旨を申し出るものとしします。
- 2 変更に要する費用は加入者が全額負担するものとしします。
- (休止及び再開)
- 第16条 加入者は、放送サービスの利用を一定期間休止（以下「休止期間」といいます）ができるものとしします。ただし、加入者の申し出に対しワイワイの承認が必要となります。又、ワイワイに再開日を申し出ることにより放送サービスの利用を再開できるものとしします。なお、再開に要する費用は加入者が負担するものとしします。
- 2 前項の休止期間は、1ヶ月単位、最長1年間とし、休止の承認を得た加入者は、休止した日の属する月の翌月から再開した日の属する月までの期間、休止管理費用として別表料金表に定める休止管理費用をワイワイに支払うものとしします。ただし、利用料金との重複はないものとし、放送サービス利用料金及び、有料チャンネル利用料金の日割りによる精算はいたしません。なお、ワイワイが加入者に貸与しているS T Bを一時的に返還するものとしします。
- 3 休止管理費用を2ヶ月間滞納した場合は自動的に加入者契約の解除となり、放送サービス以外の提供が無い場合、引き込み線の撤去を行うものとしします。
- 4 第2条3項に定める期間内に契約を休止した場合は別表料金表に定める休止に伴う費用をワイワイに支払うものとしします。休止に伴う費用の対象となる加入契約は、持ち家・賃貸にかかわらず引き込み工事を行った加入者としします。
- 5 休止期間を過ぎますと、その後は再開又は加入者契約の解除の手続きをとらせていただきます。
- (送信の一時停止等)
- 第17条 加入者は、ワイワイが行う設備の維持管理の必要上、放送サービス等の送信が一時的に停止することがあることを承認するものとしします。
- 2 その他、豪雨・天災・事変・その他ワイワイの責に帰することのできない事由による放送サービス等の送信停止に基づく損害賠償には応じません。
- (加入契約書記載事項の変更)
- 第18条 加入者は、加入契約書に記載した事項について変更がある場合、速やかにワイワイに申し出るものとしします。
- 2 契約内容の変更には当社の定めた手数料がかかります。
- (名義変更)
- 第19条 名義変更は、ワイワイの承認を得て二親等以内に限り認めます。その他の名義変更はできません。なお、結婚等による名前の変更、並びにご主人名義または奥様名義への変更は可能です。
- 2 前項により名義変更を行った場合、新加入者は既加入者の総ての権利及び義務を継承するものとしします。
- 3 前1項により名義変更を行う場合、既加入者は事前にワイワイに届け出をし、新加入者となる者は速やかに名義変更届を提出するものとしします。
- (放送内容の変更、無断使用等の禁止)
- 第20条 ワイワイは止むを得ない事情により放送サービス等の送信業務内容を変更することがあります。変更によって起こる損害の賠償には応じません。
- 2 加入者がテープ・デジタル記録媒体・配線等によりワイワイの放送サービス等の送信を第三者に提供することは、有償・無償にかかわらず禁止します。
- (加入者の義務違反と送信の停止)
- 第21条 ワイワイは、加入者において次のような義務違反あるいは違法行為があった場合、加入者に催告したうえで放送サービス等の送信を停止あるいは加入者契約を解除することができるものとしします。
- (1) 利用料金の支払遅延
- (2) 加入者宅以外の場所でS T Bを接続して放送サービス等の送信を受けた場合
- (3) ワイワイが貸与したS T B以外の受信端末設備を接続して放送サービス等の送信を受けた場合
- (4) ワイワイが貸与したS T Bを分解もしくは、改造を行った場合
- (5) 加入者の故意または過失によりワイワイの施設に損害を与えた場合
- (6) 著作権法に違反してワイワイの放送サービスを使用した場合
- (7) 加入者が差押えを受け若しくはワイワイにおいて受けるおそれがあると判断した場合
- (8) その他、加入者契約の維持が困難であるとワイワイが判断した場合
- (解約)
- 第22条 加入者は、加入者契約を解約しようとする場合、解約を希望する10日以上前にワイワイにその旨を

- 申し出るものとしします。
- 2 第2条第3項に定める期間内に加入者契約を解約した場合はワイワイが定める解約料金をワイワイに支払うものとしします。解約料金の対象となる加入者契約は、持ち家・賃貸にかかわらず引込工事を行った加入者としします。
- ワイワイが期間限定で提供する条件（キャンペーン等）でご加入いただいたお客様の場合、その内容にて解約金、違約金が発生する場合がございます。
- 3 解約の際、平成13年11月以前に契約したBタイプ加入者でホームターミナル（CATVアナログチューナー）保証料をワイワイが預かっている加入者については、10,000円払戻しをします。
- なお、ワイワイは加入者がワイワイに利用料金等の債務がある場合、その一部または全部を相殺することができます。通信加入金を充当している場合は、その限りではありません。
- 4 契約成立日から映像等の送信開始日の前日までに解約した加入者は加入促進等によりワイワイから受領した金品がある場合は、すべてワイワイへ返却することとしします。
- 5 加入者は解約の場合、第3条の規定による利用料金を当該解約の日の属する月（S T Bその他ワイワイが貸与している機器の返却または回収月）まで支払うものとしします。また、機器設置月に解約をする場合、その月の利用料金は支払うものとしします。
- 6 解約の場合、ワイワイは放送サービス等の送信を停止し、加入者はS T Bをワイワイに返還します。貸与している機器の返還がない場合は、加入者は機器損金の実費をワイワイに支払うものとしします。
- 7 解約の場合、引き込みケーブルはワイワイにおいて撤去し、その費用はワイワイ負担とします。
- 8 解約に伴い加入者が所有もしくは占有する敷地・家屋・構築物（アンテナ等）の復旧を要するとき、加入者が自己の費用でその復旧工事を行うこととし、ワイワイはその復旧について一切の責任を負いません。
- 9 解約の際、利用期間に関わらず解約手数料がかかります。
- (解除)
- 第23条 ワイワイは、第20条の規定により放送サービスの提供を停止された加入者について、加入者が尚その事実を解消しない場合、加入者契約を解除することがあります。
- 2 ワイワイは、加入者が第20条に該当する場合、その事実が会社の業務遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず直ちに加入者契約を解除することがあります。
- 3 ワイワイは、加入者の届け出た住所に宛てて通知を発した場合、当該通知が加入者の都合により届かない場合でも、通常到達すべき時に到達したものとみなし、加入者契約を解除することができるものとしします。
- 4 加入者契約を解除した場合には、第21条第2項以下の規定に準じて取り扱います。
- (加入者個人情報の取扱い)
- 第24条 ワイワイは、保有する加入者個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号、個人情報の保護に関する基本方針（平成16年4月2日閣議決定）、及び放送受信者等の個人情報の保護に関する指針（平成16年8月31日総務省告示第696号 以下「指針」という）に基づくほか、ワイワイが定める基本方針（以下「宣言書」という）及びこの約款の規定に基づいて適正に取り扱います。
- 2 ワイワイの宣言書には、ワイワイが保有する加入者個人情報に関し、利用目的、加入者個人情報により識別される特定の個人（以下「本人」という）がワイワイに対して行う各種求めに関する手続き、苦情処理の手続き、その他取り扱いに関し必要な事項を定め、これをワイワイホームページにおいて公表します。
- 3 ワイワイは、利用目的の達成に必要な範囲内において、加入者個人情報を取り扱うとともに、保有する加入者個人情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めます。
- (加入者個人情報の利用目的等)
- 第25条 ワイワイは、第1条に定める放送サービスを提供するために、次に掲げる目的で、加入者個人情報を取り扱います。
- (1) 放送サービス契約の締結
- (2) 放送サービス料金の請求
- (3) 放送サービスに関する情報の提供
- (4) 放送サービスの向上を目的とした視聴者調査
- (5) S T Bの設置及びアフターサービス
- (6) 放送サービスの視聴状況等に関する各種統計処理
- (7) 放送サービスの提供に関連しての第三者への提供（第三項に関する場合に限る）。
- 2 ワイワイは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ加入者本人の同意を得ないで、前項に規定する利用目的を超えて加入者個人情報を取り扱うことはありません。
- (1) 法令に基づく場合

- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 3 ワイワイは、保有する加入者個人情報については、次に掲げる場合を除き、第三者に提供することはありません。ただし、前項各号に定める場合には、この限りではありません。
- (1) 本人が書面等により同意した場合
- (2) 本人の求めに応じて当該加入者個人情報の第三者への提供を停止することを条件として、以下の事項をあらかじめ本人に通知し、又は宣言書に定めて本人が容易に知り得る状態においたとき
- ア 第三者への提供を利用目的とすること
- イ 第三者に提供される加入者個人情報の項目
- ウ 第三者への提供の手段又は方法
- エ 本人からの求めに応じて当該加入者個人情報の第三者への提供を停止すること
- (3) 第24条の規定により加入者個人情報の取扱いを委託する場合
- (4) ワイワイ又はワイワイの代理人若しくはワイワイの代理人が指定する者に対する加入申込みが行われるのと同時に必要限度で加入者個人情報をワイワイ工事代理店に提供する場合（これらの加入者個人情報の変更が生じた場合に、ワイワイ又はワイワイの代理人から連絡して登録情報の修正を行う場合を含みます）。
- 4 ワイワイは、第3項により第三者に加入者個人情報を提供する場合においては、加入者個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の加入者個人情報の安全管理（以下「加入者個人情報の安全管理」という）のために講じる措置、秘密の保持その他必要な事項を内容とする適切な契約を締結します。
- 5 ワイワイは、本人から、ワイワイが保有する加入者個人情報の利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なくこれを通知します。ただし、利用目的を本人が知り得る状態に置いてあるとき、又は本人に通知することにより、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではなく、利用目的を通知しない場合は、その旨を本人に対して通知します。
- (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) ワイワイの権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
- (3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- (加入者個人情報の取扱いの委託)

- 第26条 ワイワイは、加入者個人情報の取扱いの全部又は一部を委託することがあります。
- 2 前項の委託をする場合は、加入者個人情報の安全管理のために適切な措置を講じること等を内容とする選定基準を定め、これに基づいて委託先を選定します。
- 3 ワイワイは、第一項の委託先との間で、契約を締結するとともに、委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。
- 4 前項の契約には、第一項の委託先が加入者個人情報の全部又は一部の取扱いを再委託する場合には、第二項及び第三項と同様の措置をとる旨の内容を含めます。
- (安全管理措置)

第27条 ワイワイは、加入者個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の加入者個人情報の安全管理のため、加入者個人情報に係る管理責任者の設置、安全管理規程の作成、従業員に対する監督、取扱いの管理を行います。

(本人による開示の求め)

- 第28条 本人は、ワイワイ又はワイワイの代理人に対し、宣言書に定める手続きにより、ワイワイが保有する、本人に係る加入者個人情報の開示の求めを行うことができます。
- 2 ワイワイ及びワイワイの代理人は前項の求めを受けたときは、遅滞なく文書により（本人が他の方法を希望する場合を除きます。以下同じとする）当該情報を開示します。ただし、開示することにより、次の各号のいずれかに該当する場合には、その全部又は一部を開示しないことがあります。
- (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) ワイワイ又はワイワイの代理人の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- (3) 他の法令に違反することとなる場合
- 3 ワイワイは、前項の規定に基づき加入者個人情報の全部又は一部について開示しない場合は、本人に対し、遅滞なく、理由を付して文書で通知します。

(本人による利用停止等の求め)

- 第29条 本人は、ワイワイが保有する自己の加入者個人情報の内容の正確性の確保や利用の適正性を確保するために、宣言書に定める手続きにより、ワイワイ又はワイワイの代理人に対し、次に掲げる求めを行うことができます。
- (1) ワイワイが保有する加入者個人情報の修正、追加又は削除
- (2) 加入者個人情報の利用の停止
- (3) 加入者個人情報の第三者への提供の停止
- 2 ワイワイは、前項の求めに理由があると認めたときは、遅滞なく、必要な措置をとります。
- 3 ワイワイ又はワイワイの代理人は、前項によりとった措置の内容（措置をとらない場合はその旨）及びその理由を、本人に対し、遅滞なく、文書により通知します。

(本人確認と代理人による求め)

- 第30条 ワイワイは、第24条第5項、第27条第1項又は第28条第1項の求めを受けたときは、求めを行う者が本人又は次項の代理人であることの確認を、宣言書に求める手続きにより行います。
- 2 本人は、第24条第5項、第27条1項又は第28条第1項の求めを、代理人によって行うことができます。

(苦情処理)

第31条 ワイワイは、加入者個人情報の取り扱いに関する苦情は、適正かつ迅速な処理に努めます。

- 2 前項の苦情処理の手続きは宣言書に規定します。

(本人が行う求め及び苦情等の受付窓口)

第32条 ワイワイは、第24条第5項、第27条第1項又は第28条第1項に基づく求め、第30条に基づく苦情の受け付け、その他加入者個人情報の取扱いに関する問い合わせについては、宣言書に掲載された窓口において受け付けます。

(保存期間)

第33条 ワイワイ及びワイワイの代理人は、保有する加入者個人情報の保存期間を定め、これを超えた加入者個人情報については遅滞なく消去します。ただし、法令の規定に基づき保存しなければならないときは、この限りではありません。

(加入者個人情報の漏えい等があった場合の措置)

- 第34条 ワイワイは、ワイワイが取り扱う加入者個人情報の漏えいがあった場合には、速やかに、その事実関係を本人に通知します。
- 2 ワイワイは、ワイワイが取り扱う加入者個人情報の漏えい、滅失又はき損があった場合には、速やかにその事実関係及び再発防止対策につき公表します。
- 3 前二項の規定は、通知又は公表することにより、第27第2項各号に該当する場合には、この限りではありません。

(約款の変更)

第35条 ワイワイは本約款を変更することがあります。この場合、加入者は変更後の約款の適用を受けます。

(管轄裁判所)

第36条 契約に関し、訴訟の必要が生じた場合には、宮崎地方裁判所延岡支部を第一審の専属管轄裁判所とします。

(準拠法)

第37条 この契約に関する準拠法は日本国の国内法とします。

(定めなき事項)

第38条 この契約約款に定めてない事項、あるいは疑惑が生じた場合は、ワイワイと加入者はお互いに信義誠実の原則にたって円満に解決にあたるものとします。

附則 (1) ワイワイは、特に必要があるときには本契約に特約を付すことができるものとします。

- (2) 利用料金の請求書及び領収書は発行しません。
- (3) 本約款は下記の通り施行します。
- | | |
|------------------|------------------|
| 平成2年5月24日制定・施行 | 平成9年4月1日一部改訂施行 |
| 平成14年4月1日一部改訂施行 | 平成16年4月1日一部改定施行 |
| 平成17年4月1日一部改定施行 | 平成17年10月1日一部改定施行 |
| 平成19年6月1日一部改定施行 | 平成20年12月1日一部改定施行 |
| 平成21年9月1日一部改定施行 | 平成22年3月1日一部改定施行 |
| 平成22年11月1日一部改定施行 | 平成23年12月1日一部改定施行 |
| 平成24年4月1日一部改定施行 | 平成24年10月1日一部改定施行 |
| 平成25年4月1日一部改定施行 | 平成26年4月1日一部改定施行 |
| 平成26年10月1日一部改定施行 | |

（別表）放送サービス利用料金（月額）

《料 金 表》

1. レギュラーコース 利用料金（月額）	基本利用料金	引込工事要	通常引込 光配線引込	30回目まで 4,300円 48回目まで 4,300円	31回目以降 3,300円 49回目以降 3,300円
		引込工事不要		15回目まで 4,300円	16回目以降 3,300円
		S T B 2 台目以降 1 台につき		1,500円	
2. プレミアムベーシックコース 利用料金（月額）	基本利用料金	引込工事要	通常引込 光配線引込	30回目まで 5,000円 48回目まで 5,000円	31回目以降 4,000円 49回目以降 4,000円
		引込工事不要		15回目まで 5,000円	16回目以降 4,000円
		S T B 2 台目以降 1 台につき		2,200円	
3. プレミアム簡・録コース 利用料金（月額）	基本利用料金	引込工事要	通常引込 光配線引込	30回目まで 5,800円 48回目まで 5,800円	31回目以降 4,800円 49回目以降 4,800円
		引込工事不要		15回目まで 5,800円	16回目以降 4,800円
		S T B 2 台目以降 1 台につき		3,000円	
4－1. プレミアムブルーレイコース レンタル 利用料金（月額）	基本利用料金	引込工事要	通常引込 光配線引込	30回目まで 6,500円 48回目まで 6,500円	31回目以降 5,500円 49回目以降 5,500円
		引込工事不要		15回目まで 6,500円	16回目以降 5,500円
		S T B 2 台目以降 1 台につき		3,700円	
4－2. プレミアムブルーレイコース 買取 利用料金（月額）	基本利用料金	引込工事要	通常引込 光配線引込	30回目まで 5,000円 48回目まで 5,000円	31回目以降 4,000円 49回目以降 4,000円
		引込工事不要		15回目まで 5,000円	16回目以降 4,000円
		S T B 2 台目以降 1 台につき		2,200円	
5－1. プレミアムブルーレイⅡコース レンタル 利用料金（月額）	基本利用料金	引込工事要	通常引込 光配線引込	30回目まで 6,800円 48回目まで 6,800円	31回目以降 5,800円 49回目以降 5,800円
		引込工事不要		15回目まで 6,800円	16回目以降 5,800円
		S T B 2 台目以降 1 台につき		4,000円	
5－2. プレミアムブルーレイⅡコース 買取 利用料金（月額）	基本利用料金	引込工事要	通常引込 光配線引込	30回目まで 5,300円 48回目まで 5,300円	31回目以降 4,300円 49回目以降 4,300円
		引込工事不要		15回目まで 5,300円	16回目以降 4,300円
		S T B 2 台目以降 1 台につき		2,500円	
6. 再送信コース利用料金（月額）	基本利用料金	引込工事要	通常引込 光配線引込	30回目まで 1,800円 48回目まで 1,800円	31回目以降 800円 49回目以降 800円
		引込工事不要		15回目まで 1,800円	16回目以降 800円

7. 有料チャンネル利用料金（月額）

		番 組 名	視聴料金	備 考
S T B / 1 台		WOWOWプライム、WOWOWライブ、WOWOWシネマ スター・チャンネル1、スター・チャンネル2、スター・チャンネル3		（株WOWOWのサービス約款が適用されます。）
			2,000円	
		衛星劇場	S D : 1,800円 H D : 2,000円	
		東映チャンネル	1,500円	
		V☆パラダイス	700円	
		T B Sチャンネル1	600円	プレミアムコースでは基本チャンネル
		フジテレビONE スポーツ・バラエティ フジテレビTWO ドラマ・アニメ フジテレビNEXT ライブ・プレミアム	1,500円 （レギュラー コースにて）	フジテレビONE・フジテレビTWOはプレミアムコースでは基本チャンネル、フジテレビNEXT単チャンネルでお申し込みの場合は、レギュラーコースで1,200円、プレミアムコースで1,000円となります。
		K N T V H D	3,000円	
		K B S W o r l d H D	700円	プレミアムコースでは基本チャンネル
		J S P O R T S 4 H D	1,300円	
		グリーンチャンネル、グリーンチャンネル2	1,200円	
		レインボーチャンネル ミッドナイト・ブルー	2,700円 （セットで）	単独でお申し込みの場合、1チャンネル当たり2,300円です。

8. 工事費・その他

項 目	料 金
宅 内 工 事 実 費	
その他工事費 実 費	
点検及び補修費 実 費	
再 開 工 事 費 実 費	
B－CASカード	1,000円
C－CASカード	2,000円
リ モ コ ン	2,000円

9. 機器損害金

機 器	料 金
S T B	15,000円
簡 ・ 録	80,000円
ブルーレイ・Ⅱ（レンタル）	90,000円

10. 契約変更手数料

項 目	料 金
コ ー ス 変 更 （機器交換なし）	1,000円
有 料 C H 申 込	1,000円
有 料 C H 解 約	1,000円
N H K 団 括 申 込	1,000円
N H K 団 括 解 約	1,000円
機 器 減 設	1,000円
名 義 変 更	500円
口 座 変 更	500円
請 求 書 発 行	500円
解 約 ・ 休 止	3,000円

11. N H K 放送受信料

放送法、放送受信規約の金額に従う。（月額利用料金に含まれておりません。）
団体一括支払いの割引有り。

12. 解約料金

計算式：（（15ヶ月もしくは48ヶ月）－利用支払月数）×1,000円＝解約に伴う費用

13. 休止に伴う費用

計算式：（（15ヶ月もしくは48ヶ月）－利用支払月数）×1,000円＝休止に伴う費用

14. 保安器もしくはV－ONU設置場所変更による引込工事料金

保安器：15,000円／V－ONU：38,000円

15. 月額利用料 延滞手数料 500円／回 16. 休止管理費用 800円／月

料金表に記載されてある料金は全て税別記載となっております。
消費税相当額は別途加算してお支払いいただきます。

C A T V 専用B－C A Sカード使用許諾契約約款（K B 0008E）

お客様が使用するケーブルテレビ用のセットトップボックス等（以下「C A T V 用受信機器」といいます）には、デジタル放送を受信するためのI Cカード（C A T V 専用B－C A Sカード）（以下「カード」といいます）が添付されています。このカードは、株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズ（B－C A S 社）（以下「当社」といいます）が一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟（以下「J C T A」といいます）と契約し、J C T A を経由してご加入のケーブルテレビ局（以下「C A T V 会社」といいます）に配布しているものです。当社は、このカードを、この約款の契約（C A T V 専用B－C A Sカード使用許諾契約）に基づいてお客様に貸与します。お客様がC A T V 会社の用意する書面においてこの約款に同意すると、当社との間に契約が成立しますので、事前にこの約款を必ずお読みください。

第1条（カードの使用目的）

このカードには、C A T V 用受信機器を制御する集積回路（I C）が内蔵されており、ご加入のC A T V 会社がカードの使用を認めたC A T V 用受信機器において、ご加入のC A T V 会社が行う地上デジタルテレビジョン放送、B S デジタル放送および110度C S デジタル放送の再送信、ならびに著作権保護に対応した自主放送（以下まとめて「放送サービス」といいます）を受信する目的で使用されます。

第2条（カードの所有権と使用許諾）

- このカードの所有権は、当社に帰属します。
2. この契約に基づき、お客様およびお客様と同一世帯の方がこのカードを使用できます。

第3条（カードの管理）

お客様は、このカードをC A T V 用受信機器に常時装着した状態で使用・保管し、カードが紛失、盗難、故障および破損することのないように十分注意してください。

第4条（カードの故障交換等）

- カードが原因と思われる受信障害が発生した場合は、ご加入のC A T V 会社に連絡してください。C A T V 会社は、カードの故障による受信障害の場合はそのカードを交換いたします。次の各号のいずれかに該当する場合は、別表に定めるカード再発行費用をお支払いいただく有償交換、それ以外の場合は無償での交換となります。
- ①カードの使用を開始してから、3年以上経過している場合。
- ②カードの故障が、お客様の不適切な取扱いに起因するものである場合。
2. 当社に故意または重大な過失があった場合を除き、カードの故障により、第1条の放送サービスが受信できないことによる損害が生じても、当社はその責任を負いません。

第5条（カードの破損、紛失、盗難等および再発行）

カードの破損、紛失または盗難等により、お客様がカードを使用できなくなった場合、ご加入のC A T V 会社に連絡してください。C A T V 会社は所定の手続きに基づいてカードの再発行を行います。この場合、お客様は、別表に定めるカード再発行費用をお支払いいただきます。

第6条（カードの交換依頼）

カードの不具合やシステム変更（バージョンアップ）等、当社の都合によりカード交換が必要となった場合、ご加入のC A T V 会社を通じてお客様にカード交換をお願いすることがあります。

第7条（不要になったカードの処置等）

ケーブルテレビの加入契約解除等によりカードが不要となった場合は、ご加入のC A T V 会社にカードを返却してください。カードの返却があった場合、この契約は終了します。

第8条（禁止事項）

- このカードを、第1条のカードの使用目的に反して、ご加入のC A T V 会社がカードの使用を認めたC A T V 用受信機器以外の受信機器に使用し、あるいはご加入のC A T V 会社が行う放送サービスの受信以外の目的に使用することはできません。
2. カードの複製、分解、改造、変造若しくは改ざん、またはカードの内部に記録されている情報の複製若しくは翻案等、カードの機能に影響を与え、またはカードに利用されている知的財産権の侵害に繋がる恐れのある行為を行うことはできません。
3. カードを日本国外に輸出または持ち出すことはできません。
4. カードを第三者にレンタル、リース、賃貸または譲渡することはできません。

第9条（損害賠償）

お客様が第8条に違反する行為を行い当社に損害を与えた場合、当社は、お客様に対し損害の賠償を請求することがあります。

第10条（約款の変更）

この約款は変更することがあります。この約款の変更事項または新しい約款については、当社のホームページ（<http://www.b-cas.co.jp>）に掲載します。

〔別表〕カード再発行費用

- 第4条第1項および第5条に規定するカード再発行費用2,000円（消費税込み）以下でC A T V 会社の定めによる
2. 前項のカード再発行費用は、ご加入のC A T V 会社へお支払いいただきます。